○海上保安庁告示第十三号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年六月十二日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称　西海防那覇船舶通航信号所

位置　所在地　沖縄県那覇市（港町）二六―一四―三〇

北緯　一二七―四〇―五二

東経　せいかいぼうなは

呼出名称

電波の型式、周波数及び空中線電力

通信用　F三E　一五六・六五MHz（チャンネル一三）　一〇W

F三E　一五六・七〇MHz（チャンネル一四）　一〇W

呼出し及び応答用　F三E　一五六・八〇MHz（チャンネル一六）　一〇W

通信に使用する言語　日本語及び英語

通信事項　那覇港（新港ふ頭地区）整備工事付近の海域を航行又は航行予定の船舶及び工事作業船舶に対する次の事項

一　工事又は作業の状況

二　船舶の動向

三　気象、海象の状況

四　その他船舶の航行の安全に必要な事項

通信時間　常時

業務開始年月日　令和六年十月十五日

記事

一　船舶から情報提供の依頼があった場合又は西海防那覇船舶通航信号所が情報提供する必要があると認めた場合に、通信事項に掲げる事項に関する情報を提供する。

二　通信事項の第一号に掲げる事項は、工事請負業者が設置する安全管理組織から入手する。

三　本船舶通航信号所が行う通信は、操船を指示するものではない。

四　公益社団法人西部海難防止協会管理

名称　関門港響灘洋上風力発電Ａ一施設灯

位置　所在地　関門港響灘新港区（響新港東一号防波堤西灯台の西北西方約八・四キロメートル）

北緯　三三―五九―四二

東経　一三〇―四一―五八

灯質　群せん黄光　毎六秒に二せん光

光達距離　実効光度八〇カンデラ

明弧　五・〇海里

高さ　平均水面上から灯火まで一一メートル

点灯年月日　令和七年一月二日

記事

一　本灯は、洋上風力発電施設の周囲に二個設置されていて、二個の灯火は同期している。

二　洋上風力発電施設の最高水面上から一八メートルまでの全周を黄色で塗装している。

三　ひびきウインドエナジー株式会社管理

名称　下松東導標（前標）

位置　所在地　山口県徳山下松港第四区（鎌石岬東端の北東方約一・五キロメートル）

北緯　三三―五八―四五

東経　一三一―五三―二三

塗色及び構造　黄色地に赤縁取り三角形頭標付白地に赤横帯四本塗　柱形

高さ　地上から構造物の頂部まで一五メートル

名称　下松東導標（後標）

位置　所在地　山口県徳山下松港第四区（前灯の北北東方約一九〇メートル）

北緯　三三―五八―五一

東経　一三一―五三―二五

塗色及び構造　黄色地に赤縁取り三角形頭標付白地に赤横帯五本塗　柱形

高さ　地上から構造物の頂部まで一五メートル

設置年月日　令和七年一月九日

記事　山口県周南港湾管理事務所管理

名称　久松漁港南航路立標

位置　所在地　西浜崎（沖縄県宮古島市）の西北西方約一・一キロメートル

北緯　二四―四六―二〇

東経　一二五―一五―〇七

塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色柱形

高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・九メール

設置年月日　令和七年一月十四日

記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。

二　沖縄県宮古島市管理

名称　東上泊漁港東防波堤仮設灯台

位置　所在地　北海道礼文郡礼文町（東上泊漁港東防波堤外端）

北緯　四五―二四―五七

東経　一四一―〇三―五一

塗色及び構造　赤色　塔形

灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光

光達距離　実効光度二二カンデラ

明弧　三・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで一・五メートル

点灯年月日　令和七年一月十六日

記事　北海道宗谷総合振興局管理

名称　関門港響灘洋上風力発電Ｃ一施設灯

位置　所在地　関門港響新港区（響新港東一号防波堤西灯台の北方約五・四キロメートル）

北緯　三四―〇〇―〇九

東経　一三〇―四六―三五

灯質　群せん黄光　毎六秒に二せん光

光達距離　実効光度八〇カンデラ

明弧　五・〇海里

高さ　平均水面上から灯火まで一一メートル

点灯年月日　令和七年一月九日

記事　山口県周南港湾管理事務所管理

一　本灯は、洋上風力発電施設の周囲に二個設置されていて、二個の灯火は同期している。

二　洋上風力発電施設の最高水面上から一八メートルまでの全周を黄色で塗装している。

三　ひびきウインドエナジー株式会社管理

名称　関門港響灘洋上風力発電ＡＩＳ信号所

位置　所在地　関門港響新港区（関門港響灘洋上風力発電Ｃ一施設）

北緯　三四―〇〇―〇九

東経　一三〇―四六―三五

海上移動業務識別及びそれに係るＡＩＳ信号に含まれる位置

電波の型式、周波数及び空中線電力　Ｆ一Ｄ　一六一・九七五MHz　一二・五Ｗ

Ｆ一Ｄ　一六二・〇二五MHz　一二・五Ｗ

電波の発射時間　常時

有効利用区域　半径約一七海里の円内の海域

業務開始年月日　令和七年一月三十一日

記事　一　本ＡＩＳ信号所は、海上移動業務識別及びそれに係るＡＩＳ信号に含まれる位置の情報のほか、ＡＩＳ航路標識の名称、表示目的及び位置移動の有無を通報している。

二　ひびきウインドエナジー株式会社管理

名称　高豊漁港海岸沖Ｂ立標

位置　所在地　赤羽根港東防波堤灯台（愛知県田原市）の東北東方約二〇キロメートル

北緯　三四―三九―一八

東経　一三七―二三―四六

廃止年月日　令和七年一月十六日